

木まぐれ木曜日

令和6年2月26日 第193号
編集・発行：嶺北林業振興事務所
住所：〒781-3521 土佐郡土佐町田井1445-1
TEL：0887-82-0162 FAX：0887-82-0200
e-mail：030203r@ken.pref.kochi.lg.jp

嶺北林業振興事務所のホームページ URL：<http://www.pref.kochi.lg.jp/~reihokurin/index.html>

令和6年1月1日に発生しました能登半島地震において、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害にあわれた皆様、そのご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。

現在も被災地域では余震が断続的に発生しており、多くの方が不安な時を過ごしていることと存じます。皆様の安全確保と、一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

◆転出者 1名

坂田 修一 嶺北林業振興事務所 次長 → 林業環境政策課 課長補佐

◆転入者 1名

でぐち かずき
出口 和樹 森づくり推進課 課長補佐兼チーフ → 嶺北林業振興事務所 次長



昨年11月1日から、人事異動により嶺北林業振興事務所の次長として勤務することとなりました出口（でぐち）と申します。当事務所での勤務は初めてとなります。

今回の次長職は事務所内での事務仕事が多く、現場に向く機会が限られておりますが、できるだけ皆様の声をお聞きしながら、地域のお役に立てるよう頑張りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

水源の町（土佐町）

嶺北地域の林業の今について、各町村の特集を組み、地域で活躍されている森林・林業関係者の方々を紹介しております。

大豊町、本山町に引き続き第3回目は、「土佐町」の特集です。

前土佐町森林組長 永野 敏明氏『グリーン普及賞』受賞！

令和5年7月28日に開催された高知県林業改良普及協会の通常総会において、前土佐町森林組合長の永野敏明氏が「令和5年度グリーン普及賞」を受賞されました。

この賞は、長年にわたり林業技術の普及推進や地域社会に貢献し森林資源の造成に功績のあった個人又は団体に対して、高知県林業普及改良協会が表彰を行うものです。

永野敏明氏は昭和42年から森林組合の職員として、また平成23年からは代表理事組合長として、森林組合の健全な運営に努められました。組合長に就任後は令和5年3月に勇退されるまでの間、組合員の皆様や地域の要望に応えるため、間伐推進と森林整備の普及啓発に取り組んでこられました。

在職中は組合員の方々の気持ちや皆様方との繋がりを大切にしながら、日々の業務に取り組んでこられたそうです。

また、新たに林業へ携わろうとお考えの方々へは、「山を大好きになってもらって、山への愛着を持って林業に関わってってください」というメッセージをいただきました。



土佐町森林組合職員 神野 龍樹氏インタビュー

自己紹介（氏名、出身など）

神野龍樹、土佐町出身です。
土佐町森林組合に就職して3年目になります。

Q. 土佐町森林組合に就業した理由は？

高校を卒業したら地元である土佐町で働きたいと思っていたところ、土佐町森林組合で働いていた父が仕事を紹介してくれたので就職しました。

Q. 土佐町森林組合に就職して良かったことは？

職員の仲が良いところです。若い人が多いので気軽に話しやすく、居心地が良いです。



Q. 現在の業務内容について教えてください。

主に森林経営管理制度に関する仕事をしています。

土佐町役場から委託があった地域の森林所有者を調査し、所有林の管理を土佐町に任せるかどうかをアンケートで調査します。

その後、任せると回答された方の所有林を現地で確認し、どのような施業を行うかを土佐町に提案しています。

また、現場作業班が忙しい時には、伐採などの手伝いに行くこともあります。

Q. 組合で仕事してみて楽しかったことはありますか？

機械をつつくのが好きなのでチェーンソーや草刈り機、重機などを修理しているときが楽しいです。

Q. 仕事上で気をつけていることはありますか？

事務仕事だと森林所有者さんの名前や住所、添付資料の図面を間違えないようにすることです。個人情報扱っているため、間違えて送らないよう注意しています。

また、現場仕事では、チェーンソーなど重たい物を担いで現場を歩き回るのが大変ですが、怪我をしないように気を付けています。

Q. 林業への就業を検討している方に一言!!

若い人が減ってきているので、若い人にどんどん林業をやってもらいたいです。林業は大変というイメージしている方も結構多いでしょうし、実際のところ大変ですが林業の楽しさもあると思います。

土佐町地域おこし協力隊 千葉 拓氏インタビュー

自己紹介（氏名、出身など）

千葉拓、埼玉県出身です。

Q. 地域おこし協力隊に応募したきっかけは？

『WOOD JOB!』という林業の映画を見て、カッコいいなと思ったのがきっかけです。インターネットで林業を調べたら地域おこし協力隊が出てきたので、林業体験を行った後に応募しました。

Q. 日本全国の地域おこし協力隊の中で土佐町を選んだ理由を教えてください。

インターネットで検索した時、林業体験ができる所で最初に出てきたのが土佐町だったからです。林業体験が11月頃だったので、4月に協力隊に入れたらちょうどいいなと思いました。もう勢いのままですね（笑）

Q. 移住してきて、現在の生活はどのようなですか？

居心地が良いです。関係する方々もちょうどいい距離感でいてくれるなあと思いますし、生活環境もそこまで不便とは感じないです。

Q. 現在の業務内容について教えてください。

メインは作業道の開設です。

支障木をチェーンソーで伐倒したり、バックホウを使って掘削や集材したりしています。

Q. 地域おこし協力隊卒業後のビジョンについて教えてください。

林業をやるってなったら事業体に就職するかもしれないと思っています。

自伐林家とか知らないで来たので、個人で林業をやることにこだわっていません。

Q. 林業関係への就職や地域おこし協力隊に応募しようとしている方に一言!!

林業は一度流れを味わってから決めるのがいいと思います。しんどさとかを知って、それでもやりたいと思える人は長続きすると思います。

地域おこし協力隊も同様ですね。町によって全然性質とか制度とかが違ったりするので、まずは一通り体験してみることが大事だと思います。

中江産業株式会社インタビュー 「攻めのシカ対策」

近年、嶺北地域では、北部を中心にシカの個体数が多くなっており、再造林地での被害対策が不可欠になっています。

シカの食害対策としては、国からの補助が活用できる獣害防止ネットが一般的に利用されており、再造林地の周辺をネットで囲んで保護しています。

一方で、中江産業株式会社ではネットではなく、わな猟による駆除により、シカの個体数を減らすことで植栽木を保護する独自の取り組みを行っています。

Q. 攻めのシカ対策とは！？

一般的に利用されているネットによる守りの対策では、シカの個体数が減らないので、いつまでも保護対策が必要になります。そこで、2013年に社員11名がわな猟免許をとり、「シカ駆除は林業の一環作業」と考え、駆除に取り組んでいます。

Q. どのような仕組みで対策をしていますか？

まずは、シカ被害マップを作成し、駆除計画を立てています。また、隣接地の土地所有者と協定を締結し、隣接地も合わせて一体的に駆除しています。

その場合の見回りの人役や猟具の費用は会社が負担しています。

Q. どのような点で苦労されましたか？

社員の意識改革と地域との協力体制を作るのに苦労しました。

わな猟の取り組みを始めた当初は、シカを駆除することに抵抗を感じる社員もいましたが、被害の深刻さやわな猟の難しさに気付き、社員間で情報共有することで、意識改革を図りました。

また、駆除に参入することで、地域の狩猟者の方々は警戒されたと思います。まず、猟友会に入会し、中江産業支部を立ち上げて地域の方とも情報共有を行うことで、地域と協力関係を築きました。

Q. 今後の課題は？

再造林地のノウサギ被害対策です。ノウサギは個体の増加スピードが早いので、わな猟による駆除だけでは不十分です。忌避剤を散布することやノウサギに食べられにくい大苗を植えることで、食害を防ごうと考えています。

◆野生鳥獣による被害対策への取り組み

高知県では、野生鳥獣による森林・林業への被害防止のため、様々な支援をしています。その中で当事務所が所管するものでは、造林事業を活用し再造林地をネットで囲うものや、植栽した苗木1本ごとに筒状のチューブをかぶせ、単木保護を行うことで食害防止を図るなどの防除対策を実施しています。

また、シカの個体数を減らすため、県と市町村が一体となって捕獲・駆除による個体数調整にも取り組んでいます。

嶺北管内の町村では、国・県の造林事業への上乗せ補助をはじめ、ネットなどの防護柵の購入、狩猟者に対する狩猟や有害鳥獣捕獲への支援に加え、町村独自の支援策もありますので、詳しくは該当の町村へお問い合わせください。

○防除対策に関する支援 ※（ ）内は対象者

- ・造林事業による獣害防止ネット設置やチューブによる苗木の単木保護
(森林所有者、森林組合、林業事業者等)
- ・シカ対策用の防護柵の購入 (農林業者、農林業者の団体等)

○捕獲や駆除等に関する支援 ※（ ）内は対象者

- ・シカの捕獲・駆除の報償金等 (狩猟者)
- ・わな猟及び銃猟免許新規取得への支援 (新規狩猟者)
- ・シカ用のわなの購入 (狩猟者、地域協議会等)

◆嶺北 秋のイベント紹介

嶺北林業振興事務所では地域の林業振興や林業の普及啓発のため、イベントへの参加をとおして、町村や団体等の支援をしています。

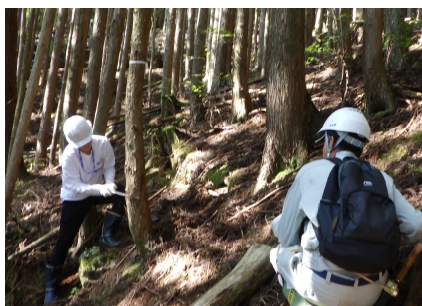
各種イベントには、今年度もたくさんの方が来ていただき、木工クラフトや間伐体験等を楽しんでいられました。



土佐の豊穰祭 (土佐町)



三愛オブリの森 (本山町)



本山町産業文化祭



◆保安林の皆伐許可申請期間等のお知らせ

保安林に指定されると、その機能が失われないよう、立木の伐採や土地の形質の変更等の際、必要最小限の制限を受けます。定められている制限の範囲内であっても、あらかじめ県林業（振興）事務所に許可等を受ける必要がありますので、保安林内で施業を計画されている森林所有者、事業者の皆様は、必ずご注意をお願いします。

また、令和5年4月1日から、森林法施行規則の改正により申請書等の添付書類に下記①～⑥が必要となりました。

追加必要書類	備考
①森林の位置図及び区域図	対象森林の位置や区域がわかる図面（森林計画図など）
②申請者等の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類(運転免許証など)の写し 法人：法人の登記事項証明書などの写し
③他法令の許認可関係書類	該当する場合のみ
④土地の登記事項証明書等	土地の権限があることがわかる書類
⑤伐採等の権限関係書類	申請者等が土地所有者でない場合のみ必要
⑥隣接森林との境界関係確認書類	境界杭などにより境界が明らかな場合は省略が可能

保安林内で皆伐を行う場合

保安林内で立木伐採（皆伐）をする際には、事前に許可を受ける必要があります。年4回の皆伐限度面積公表日の翌日からそれぞれ30日以内に申請書のご提出をお願いします。次回の申請受付期間は令和6年6月1日～6月30日です。

【保安林内皆伐申請スケジュール】

公表日	R6												R7				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
令和6年 1回目 2月1日	申請																
2回目 6月1日					申請												
3回目 9月1日							申請										
4回目 12月1日											申請						
次年 1回目 2月1日													申請				

保安林内で間伐を行う場合

保安林内で間伐を行う際には、伐採を開始する90日～20日前までに保安林内間伐届のご提出をお願いします。（除伐については届出書の提出は必要ありません）

保安林内で土地の形質変更等を行う場合

保安林内で立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の採取、土石又は樹根の採掘、開墾、その他の土地の形質を変更する行為を行う際には、作業開始前までに保安林内作業許可申請書のご提出をお願いします。

なお、作業時に支障木の伐採を伴う場合は、伐採を開始する14日前までに立木伐採届出書を併せてご提出ください。（例：作業道の開設等）

※一度許可を受けたものであっても、作業道の継続使用等、許可期間を超えても植栽等の原状復帰を行わない場合は許可期間終了日の10日前までに、再度作業許可申請書の提出が必要になりますのでご注意ください。

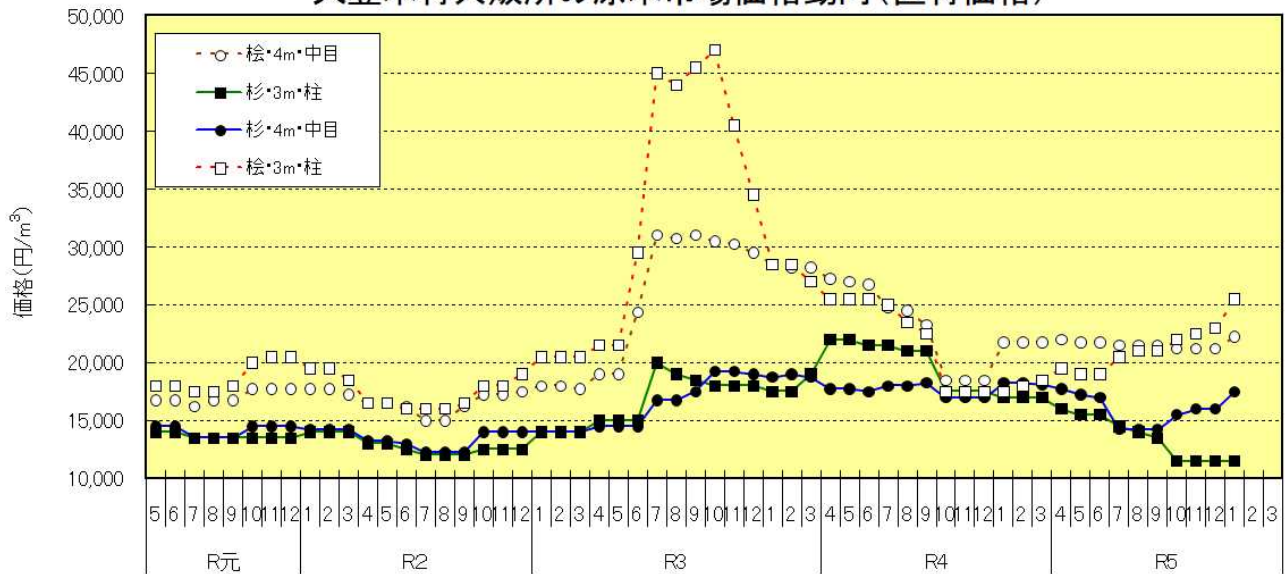
●許可申請（届出）の際には林相の分かる写真を2、3枚提出していただくようお願いします。

保安林についてご不明な点がございましたら、嶺北林業振興事務所までご相談ください。

（保安林担当 牧野）

木材市況

大豊木材共販所の原木市場価格動向(直材価格)



- ※1 柱・・・末口径15～16cm、中目・・・末口径18～22、24～28cmの平均
- ※2 このグラフは、嶺北地域の市場価格を参考としたもので、市場の価格そのものを表したものではありません。詳しい価格は各市場へお問い合わせ下さい。
- ※3 令和元年度までは県森連嶺北木材共販所

シキビ・サカキ市況

